

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 6 国名：ネパール 担当：人間開発部  
案件名：小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ 2

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2016年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における学校運営改善に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月15日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

ネパール国における小学校の純就学率は87.4%（2006年）から95.3%（2010年）に向上する等改善されているが、地域間の格差が大きいことが問題となっている。また教育の質に関しても、小学校1年生の19.9%が留年している等の課題がある（2012年）。この要因には教員の質の低さや学校施設の不足に加えて、親の教育に対する意識の低さ、教員の欠勤率の高さ、少数民族やカーストの低位にある子どもの中退率が高いこと等が挙げられる。

ネパール国教育省は、教育行政の地方分権化と住民参加による学校運営を重要戦略と位置づけ、教育法により各学校に地域住民で組織された学校運営委員会（School Management Committee、以下SMC）の設立を義務づけており、学校改善計画（School Improvement Plan、以下SIP）の策定および実施を通じて学校を運営する制度を導入している。

しかし、郡や村の行政官の人員や能力、学校を指導・支援する人員や能力の不足により、制度は有効に機能しているとはいえず、また地域の教育データや教育計画に基づく予算配賦が行われていないため、学校改善に必要な教育予算が確保できない状況が生じている。さらに、学校や地域の能力が不足する中で教育行政の地方分権化は、学校間、地域間の格差を生じさせており、地域全体で就学率・中退率を改善する上での阻害要因となっている。

これを受け、2008-2011年に技術協力プロジェクト「小学校運営改善プロジェクト」（以下、フェーズ1）が実施され、教育省の政策実施部署である教育局（DOE：Department of Education）をカウンターパートとしてダディン郡およびラスワ郡の2郡において住民参加によるSMCの学校運営能力の向上、地方行政官による学校運営の支援の強化を図った。その結果対象郡では、コミュニティの意識が向上し教員の欠勤・生徒の欠席が減る等の成果が見られ、同郡の初等教育の就学率および中退率の改善に貢献した。またネパール国政府はプロジェクトで開発されたSMC向け研修のガイドラインの全国配布、SIP策定ガイドブックの作成等、学校運営改善に関して積極的に取り組んでいる。

一方、地方分権が十分機能しておらず、学校改善計画と学校への交付金との関係が薄いことから学校改善計画の策定および実施は十分に行われていない状況が続いている。また他ドナー・NGOは学校運営改善に関する取り組みを独自に実施しているが、これらおよびフェーズ1の成果を踏まえ、学校運営委員会および地方行政官に対する研修、研修後のモニタリング・フォローアップを含めた包括的な制度構築が必要とされている。

本事業は教育局をカウンターパートとし、ネパール国において住民参加型学校運営に関するモデルの構築およびその全国普及を通じて、全国の小学校における学校運営の改善を図り、もってネパール国の基礎教育のアクセスおよび質の改善に貢献することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ア モデル検証対象地域：本プロジェクトで設計する学校運営改善モデル（SIP策定ガイドラインの改訂、SMC向け研修およびモニタリングメカニズムの構築）の有効性および実効性を検証するための地域を、山岳部・平野部等地域の多様性に配慮し、プロジェクト開始約6か月後までにネパール国教育局および当機構と協議の上選定する。対象規模は本プロジェクトで設計する学校運営改善モデルの内容に応じて決定する。

イ モデル普及対象地域：全国75郡とする。本プロジェクト期間後半にモデル普及活動を行う。

(2) 業務内容

以下の業務内容について、カウンターパートと協議しつつ、カウンターパートが実施するこれらの具体的な活動に対する支援及び技術的な指導・助言を行う。また、本プロジェクトの取り組みを他の開発パートナー等と共有し、

効果的な連携を図る。

ア 基礎教育のアクセスと質の改善に向け、学校改善計画の策定・実施が有効に機能するためのモデルが開発される。

イ 学校運営改善モデルの有効性および実効性が検証対象地域において検証される。

ウ 中央および地方の教育行政機関の学校運営を支援する能力が強化される。

#### 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年6月中旬)
- (2) プロジェクト業務進捗報告書 (2014年7月中旬、2015年7月中旬、2016年7月中旬)
- (3) プロジェクト業務完了報告書 (2016年12月下旬)

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/教育行政 (評価対象予定者)
- (2) 学校運営
- (3) 研修管理 (評価対象予定者)
- (4) モニタリング・評価 (評価対象予定者)
- (5) 教育政策
- (6) 業務調整/学校運営補助

#### 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2012年7月に詳細計画策定調査を実施済。
- (3) 2013年3月にR/D締結済。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。